

斜里町水道自動検針システム導入業務仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、斜里町への水道自動検針システム導入事業を実施するため、必要な事項を定めるものである。

(実施範囲)

第2条 当該事業の範囲は、水道自動検針システム及び利用者 Web 通知システム提供のほか、次のシステム利用に必要な業務とする。

- (1) 水道自動検針システムの提供
- (2) (1) に伴う無線通信端末（付属品含む）の調達・各種設定・設置・稼働確認
- (3) (2) で利用する通信回線の選定・調達・各種設定
- (4) (1) に伴うシステムへのデータ入力・各種設定・稼働確認
- (5) 利用者 Web 通知システムの提供
- (6) (5) に伴うシステムへのデータ入力・各種設定・稼働確認

(業務の履行)

第3条 受注者は、検針及び通知業務の円滑な移行に寄与するため、斜里町と十分協議のうえ、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(履行期間)

第4条 業務は、次の期限までに履行し、利用開始までに斜里町に引き渡すこと。

- (1) システム導入期間：契約締結日から令和7年3月末まで
- (2) システム仮運用期間：(1) の期間中に設定し、検針値取得状況を確認すること。
- (3) システム利用開始：令和7年4月1日から

(法令の遵守)

第5条 受注者は、業務の履行にあたり、電波法、電気通信事業法等の関係法令のほか、斜里町の各種条例を遵守しなければならない。

(有資格者の確保)

第6条 業務の履行にあたり、法令及び条例上、作業に直接必要とする有資格者は、受注者で確保すること。

(提出書類)

第7条 受注者は、業務の着手及び完了にあたり、次の書類を斜里町に提出すること。

- (1) 着手届（着手まで）

- (2) 施工計画書（着手まで）
- (3) 業務実施体制、安全管理体制（着手まで）
- (4) 従業員名簿（着手まで）
- (5) 工程表（着手まで）
- (6) 完了届（完了まで）
- (7) 実施報告書（完了まで）
- (8) 操作マニュアル、取扱説明書等（指定する日まで）
- (9) その他町が指定する書類（指定する日まで）

第2章 事業内容

（無線通信端末の設置）

第8条 無線通信端末は、次のとおり設置すること。

- (1) 設置地区：斜里町水道給水区域
- (2) 設置箇所：斜里町と協議のうえ設置箇所を決定
- (3) 導入台数：5,803台

（業務範囲及び内容）

第9条 当該事業に必要となる業務範囲及び内容は次のとおりとする。

- (1) 各種システムの提供にあたっては、斜里町、料金システムベンダー及びその他関係者（水道利用者を除く）との調整を含むものとする。
- (2) 無線通信端末の設置にあたっては、施工業者との調整、現地作業時の住民対応、無線通信端末及び回線の設定、設置諸材料を含むものとする。（無線通信端末設置に関する住民への事前周知等は斜里町で実施する。）
- (3) 第4条（3）に定める利用開始前に発生する通信回線料等は、本業務費用に含むものとする。

第3章 仕様

（システム構成）

第10条 各種システムはクラウド型サービスで提供すること。システムに接続する際は必要なセキュリティ対策を施した回線等で接続すること。

（システム利用端末）

第11条 斜里町の業務パソコン等システム利用端末は、次の利用環境を前提とすること。
ソフトウェア等のインストールが必要な場合は、業務パソコンの対応方法を提案書に明記し調達及び導入に係る費用も本契約に含めること。

項目	内容	備考
OS	Windows10 以上 Android10 以上	

	iOS12 以上	
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Apple Safari	

(無線通信端末仕様)

第 12 条 無線通信端末の仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 無線通信端末は、現在設置している複数メーカーの電子式水道メーターまたは水道メーター用表示器と有線で接続し、検針値、警報等を無線で送信する機能を有すること。
- (2) 無線通信端末は屋外設置型とし、斜里町における屋外設置環境（天候、外気温等）においても問題なく動作可能な仕様であること。
- (3) 無線通信端末の外観寸法は、三方の長さの合計が 340 mm以内（突起物含む）であること。ただし、一方の長さの最大値は 200 mmとする。また、無線通信端末の重さは 400 g 以内（電池含む）であること。
- (4) 無線通信端末の電源は電池式とし、電池容量は所定の動作において利用開始後 8 年間（水道メーターの検定有効期間の満了）使用できる容量を確保すること。
- (5) 無線通信端末は、端末の異常等を検知し遠隔で把握可能なものであること。
- (6) 無線通信端末は、不具合及び機能向上のためソフトウェアバージョンアップ等に対応可能なものであること。
- (7) 無線通信端末は、水道メーター及び自動検針システムとの接続状況が確認可能なものであること。
- (8) 無線通信端末は、平成 5 年 9 月東京都水道局制定「自動検針メータ通信機能仕様（Ver2.6A）」に準拠した電文に対応したものであること。
- (9) 無線通信端末は、電子式水道メーターから 1 時間ごとの指針値を取得し、1 日 1 回システムへ電文送信する機能を有すること。
- (10) 無線通信端末は、電子式水道メーターから発呼される警報情報をシステムに遅滞なく電文送信する機能を有すること。
- (11) 無線通信端末は、電子式水道メーターからロードサーベイ値を取得し、システムに電文送信する機能を有すること。

(水道自動検針システム仕様)

第 13 条 水道自動検針システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 電子式水道メーターから取得した各種情報を保存し、斜里町の業務パソコン等でデータを閲覧、取得できる機能を有すること。
- (2) 斜里町の業務パソコン等で定期検針日の検針値データを CSV ファイルで取得できる機能を有すること。なお、斜里町が現在利用している水道料金システムへの CSV フ

ファイル取込みにあたって料金システムに改修が発生した場合は、システムベンダーとの協議、調整等に協力すること。

- (3) 電子式水道メーター及び無線通信端末から発呼される警報情報の電文を受信し、斜里町の業務パソコン等で遅滞なく確認できる機能を有すること。また、警報情報を遠隔リセットできる機能を有すること。
- (4) 斜里町の業務パソコン等でロードサーベイを起動し、データ取得できる機能を有すること。
- (5) 斜里町の業務パソコン等から、現地の電子式水道メーターに対して、警報情報等のしきい値を遠隔設定できる機能を有すること。
- (6) 利用者氏名など個人情報を入力しなくとも利用可能なこと。システム利用にあたっては適切なセキュリティ対策が施されていること。

(利用者 Web 通知システム仕様)

第 14 条 利用者 Web 通知システムの仕様は次のとおりとする。仕様に記載が無い機能を保有している場合は別途提案すること。

- (1) 本システムは、利用者がスマートフォン等で使用できること。
- (2) システムは、原則として、24時間365日稼働できること。
- (3) ID、パスワード等によるユーザー認証ができること。
- (4) 斜里町水道料金等システムとお客様情報や水栓情報等の連携機能を有すること。
- (5) 偽装やなりすまし等を防止できる対策があること。
- (6) 不正アクセスや情報漏えい等を防止できる対策があること。
- (7) アカウント登録時の入力項目は、氏名、続柄及び水道使用名義人氏名（氏名と水道使用名義人と異なる場合のみ）、使用場所、電話番号、お客様番号（斜里町水道料金等システムの識別番号）とすること。なお、お客様番号が不明の場合は、任意とする。
- (8) 水道の使用開始申し込み及び使用中止申し込みができること。
- (9) 水道の名義変更申し込みができること。
- (10) 入力必須項目（氏名、使用場所等）が未入力の場合は、エラーメッセージが表示できるか、以降の入力作業ができないなどの仕組みを有すること。
- (11) 過去2年分の使用水量、水道料金、下水道使用料の照会ができること。
- (12) 支払方法が納付制の利用者へ、支払いの請求ができること。また、未納の場合は、請求月翌月の督促請求、翌々月の催告請求ができること。
- (13) 利用者へ水道課からのお知らせ（水道メーター交換のお知らせ、料金改定のお知らせ等）の一斉通知、個別通知ができること。
- (14) 口座振替やクレジット払いのWeb申し込みに対応できる機能を有すること。
- (15) スマートメーターとの連携による、見守りサービスや漏水検知に対応できる機能を有すること。
- (16) 本システムの利用者数、各サービスの申し込み状況等が照会できること。
- (17) 斜里町職員からの問い合わせに対応できるコールセンター等を有すること。

第4章 設置工事

(設置方法)

第15条 無線通信端末は既設の水道メーター表示器に接続し、設置は建物の壁等への穴開けは行わず、メーターポール等を利用して設置すること。前述の設置が難しい場合は、斜里町と設置方法を協議のうえ実施すること。なお、設置に必要な諸材料は受注者にて用意すること。

(工事の実施)

第16条 無線通信端末の工事は、「管工事」または「水道施設工事」を保有している事業者にて施工すること。また、施工する事業者は、別途斜里町から指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

(工事の記録)

第17条 無線通信端末の設置後の状態を記録し斜里町に報告すること。また、設置時におけるメーター表示器の指針値と自動検針システムで取得された指針値に差がないことを確認すること。確認方法は斜里町と協議のうえ決定する。

(通信不通箇所の取扱い)

第18条 無線通信端末設置の結果、通信が不安定または不通箇所等が発生した場合には、斜里町との協議のうえ対応方法を決定すること。

(データ投入)

第19条 無線通信端末の設置結果をもとに自動検針システムにデータ入力すること。入力する項目、時期及び方法は斜里町と協議のうえ決定する。

第5章 保証等

(検査)

第20条 受注者は、業務が完了した場合は完了届及び成果物等を納入し、斜里町の検査を受けること。検査の結果、これに合格しなかった場合は、斜里町の指示に従い必要な修正を行うこと。

(保証)

第21条 受注者の保証期間は、第22条における検査合格の日から1年間とする。予備として斜里町が保管する無線通信端末の保証についても、斜里町の責めに帰すべき事由による場合を除き、第20条における検査合格の日から1年間とする。

第6章 情報の取り扱い

(個人情報)

第22条 業務の遂行にあたっての、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、斜里町及び受注者が相手方から提供を受けた個人情報及び業務遂行により知り得た個人情報は、次に定める事項を遵守すること。

(1) 秘密の保持

- a. 斜里町及び受注者は、個人情報を第三者へ漏えいしてはならない。
- b. 斜里町及び受注者は、個人情報を厳重に管理し、保持しなければならない。
- c. 斜里町及び受注者は、個人情報について業務遂行の目的以外に利用および保持してはならない。
- d. 本項の規定は、契約の終了にかかわらず効力を有する。

(2) 情報の返還または廃棄

- a. 斜里町および受注者は契約期間（工期）満了後、または期間完了前であっても、以後、個人情報を保持する必要がなくなったことを確認した場合は、すみやかに、個人情報を含む文書、または磁気ディスク等記録媒体の一切を相手方に返還または廃棄しなければならない。
- b. 斜里町および受注者は、個人情報を含む文書、磁気ディスク等を廃棄する場合には、次のとおり取り扱うこと。
 - (a) 個人情報が記載された用紙を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にして廃棄する。
 - (b) 個人情報を記録した記録媒体を廃棄する場合は、個人情報を完全に消去するか記録媒体を物理的に破壊してから廃棄する。
 - (c) 個人情報の廃棄を行った場合は、発注者および受注者は、相手方の求めがあったときには、廃棄した旨を相手方へ報告する。

(3) 検査および報告

- a. 斜里町は、受注者に事前に通知したうえ、受注者の作業場所に立ち入り、個人情報の管理状況等を検査することができる。
- b. 個人情報の管理状況等に関し、斜里町が受注者に報告を求めた場合は、受注者はすみやかに所要事項を斜里町へ報告しなければならない。

(4) 受注者以外の個人情報の扱い

- a. 受注者は、斜里町の承諾を得て、本業務を第三者に再発注する場合で、当該再発注先が業務の遂行上、個人情報を取扱うときは、受注者と同様の守秘義務を負わせなければならない。
- b. 受注者は、自己以外に本個人情報を取扱わせる場合は、あらかじめ文書により斜里町に通知し、斜里町の事前承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第 23 条 第 24 条によらない本業務に関わる情報については、次に定める事項を遵守すること。なお、本条の規定は契約の終了に関わらず効力を有するものとする。

(1) 斜里町および受注者は、業務の遂行によって得られた情報を適切に管理し、情報の紛失、破壊、買い残、盗難、漏洩および不正利用等が生じないよう万全の対策を講じること。

(2) 斜里町および受注者は、情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、契約書類等を第三者に開示する必要がある場合で、相手方の事前承認を得たときはこの限りではない。このとき、開示者は、当該第三者に本仕様書において自己が負うのと同等の義務を課し、かつ当該開示に伴う全責任を負うものとする。

(3) 斜里町および受注者は、業務が完了した場合は、相手方から提供された情報について、相手方の指示に従って返還または廃棄すること。

第 7 章 その他

(システム利用料等)

第 24 条 本業務完了後の各種システム利用に関わる料金は、第 4 条 (3) に定めるシステム利用開始 (令和 7 年 4 月) から発生するものとする。

(損害賠償)

第 25 条 受注者の責に帰すべき理由により、斜里町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。

(疑義事項)

第 26 条 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合は、その都度、斜里町と協議のうえ決定すること。

(追加提案)

第 27 条 他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本事業の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、追加提案を行うこと。